

Q644. 1週間単位の変形労働時間制の就業規則規定例及び労使協定例を教えてください。

就業規則規定例

(変形労働時間制)

第〇条 労使協定により労働基準法に定める1週間単位の変形労働時間制を採用する場合には、1週間当たりの所定労働時間が40時間を超えず、1日当たりの所定労働時間が10時間を超えない範囲において、1週間の変形勤務制とする。

2 従業員の始業・終業時刻及び休日は、労使協定に基づき従業員に書面で通知するところによる。

労使協定例

株式会社〇〇と〇〇労働組合は、1週間単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

第1条 1週間の所定労働時間は40時間とする。ここでいう1週間とは、日曜日から土曜日までの1週間のことをいう（以下同じ）。

2 1日あたりの所定労働時間は10時間を超えないものとする。

第2条 1週間における各日の具体的な労働時間、始業・終業時刻、休憩時間は、前条の労働時間の範囲内で、当該1週間の開始前までに各従業員に対し書面により通知する。

2 休日は週1日とし、前項の書面により各従業員に通知する。

第3条 前項で特定した労働日・労働時間を変更すべき緊急でやむを得ない事情がある場合には、事前に書面により労働時間、始業・終業時刻、休憩時間を通知することにより、所定労働時間を変更し、又は休日を振り替えることがある。

平成〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇

代表取締役社長 〇〇〇〇 印

〇〇労働組合

弁護士法人四谷麴町法律事務所

YOTSUYA-KOJIMACHI LAW OFFICE

執行委員長 ○○○○ 印

弁護士法人四谷麴町法律事務所
勤務弁護士作成

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

〒102-0083 東京都千代田区麴町5丁目2番地 K-WINGビル7階